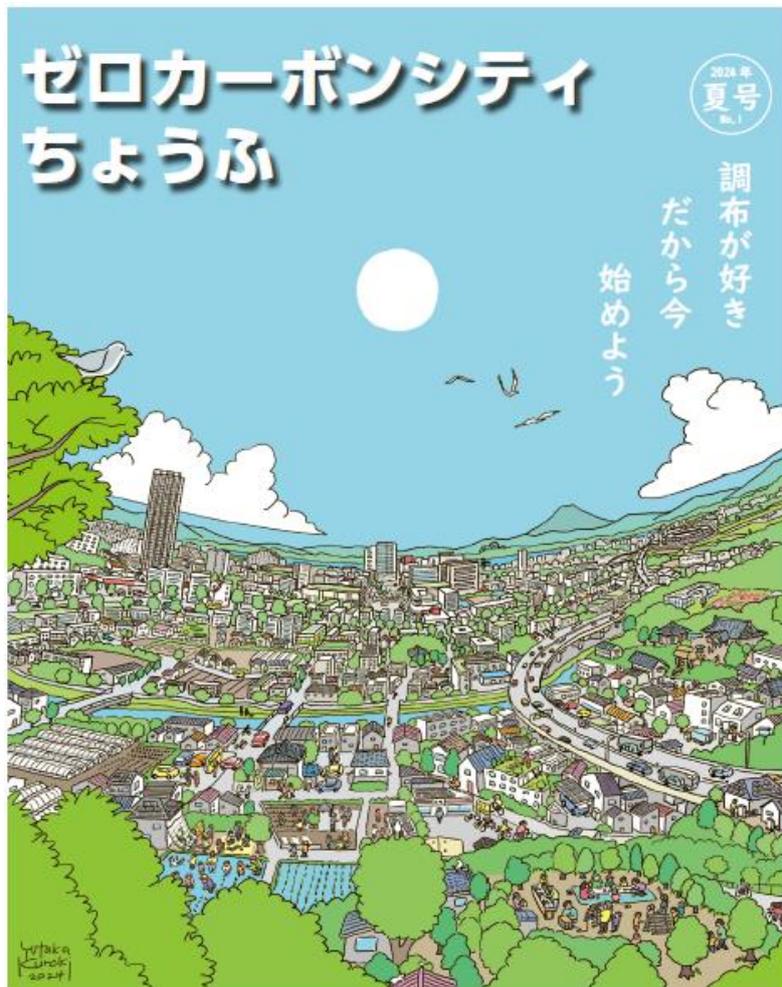


改正建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第67条の2に基づく

# 調布市建築物再生可能エネルギー利用促進計画(案)

(調布市建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画)



令和 年 月

調 布 市

## 《目次》

第1章 促進計画策定に関する基本的事項	1
1-1 促進計画策定の背景と目的	1
1-1-1 脱炭素社会の必要性	1
1-1-2 国際的な動向	1
1-1-3 脱炭素社会の実現に向けた我が国の動向	2
1-1-4 脱炭素社会の実現に向けた東京都の動向	4
1-1-5 調布市建築物再生可能エネルギー利用促進計画の策定	5
1-2 促進計画の策定により促進区域内で適用される措置	6
第2章 促進計画に定める事項	8
2-1 促進区域の指定等	8
2-1-1 促進区域の基本的な考え方	8
2-1-2 促進区域で設置が期待できる再エネ利用設備	8
2-1-3 調布市における促進区域の範囲	12
2-2 再エネ利用設備の種類	13
2-2-1 改正建築物省エネ法規則における再エネ利用設備の定義	13
2-2-2 再エネ利用設備設定の基本的な考え方	13
2-2-3 調布市促進区域内において設置を促進する再エネ利用設備の種類	13
2-3 建築士から建築主への説明義務制度	14
2-3-1 説明義務制度の概要	14
2-3-2 説明義務制度の基本的な考え方	14
2-4 促進区域内において再エネ利用設備を設置する建築物について建築基準法の特例許可の適用を受けるための要件に関する事項	16
2-4-1 特例許可制度の概要	16
2-4-2 特例許可制度の基本的な考え方	16
2-4-3 調布市促進区域内において再エネ利用設備を設置する建築物について特例許可の適用を受けるための要件	17
2-5 建築物への再エネ利用設備の設置促進に関する事項	21
2-5-1 再エネ利用設備の設置促進に関する基本的な考え方	21
2-5-2 調布市における設置促進策	21
2-5-3 東京都と連携した設置促進策	22
2-6 建築物への再エネ利用設備の設置に関する啓発及び知識の普及に関する事項	24
2-6-1 啓発及び知識の普及に関する基本的な考え方	24
2-6-2 再エネ利用設備の啓発・普及促進策	24
2-6-3 東京都と連携した啓発・普及促進策	35

令和4年6月に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）」による改正後の「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「改正建築物省エネ法」という。）」第67条の2の規定に基づき、「調布市建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画」（以下、「促進計画」）を定める。

## 第1章 促進計画策定に関する基本的事項

### 1-1 促進計画策定の背景と目的

#### 1-1-1 脱炭素社会の必要性

##### (1) 気候変動の深刻化

令和3（2021）年8月の世界気象機関（WMO）の報告によると、直近50年間で気候変動による災害の数は5倍に増加している。世界各国では、熱波、山火事、洪水、台風及び豪雨などの記録的な自然災害が毎年のように発生しており、気候変動の影響は人々の生活にも及んでいるとされている。

日本では過去100年間の平均気温が1.2℃上昇し、今世紀末には更に最大で3.4℃～5.4℃上昇すると予測されている。気候変動による影響はすでに生じており、今後ますます広範囲に渡って影響が及ぶことが懸念されている。

これに対応するため、現在、世界中で気候変動対策が行われているが、世界共通の目標である令和3 2（2050）年までに脱炭素化を実現するためには、取組の更なる加速化が必要である。

##### (2) エネルギー危機

我が国はエネルギーの大半を海外からの化石燃料に依存しており、エネルギー安全保障上極めて脆弱であることが、今般の国際情勢から改めて明らかになった。将来の国際情勢を考慮すると、エネルギー危機の影響は長期化する可能性が懸念されている。

加えて、地震等の自然災害による大規模な発電所の一時的な停止等が、電力供給に影響を及ぼす事態が発生している。このような状況下で市民の生命と財産を守り抜くことが都市の責務であり、強固なレジリエンスを備えることが非常に重要である。

この問題に対処するためには、省エネルギーの徹底と再生可能エネルギーの導入の拡大により、化石燃料への依存から脱却する必要がある。

また、脱炭素化とエネルギー安全保障の確保を一体的に実現するために、抜本的な施策の強化と徹底が求められている。

#### 1-1-2 国際的な動向

平成27（2015）年12月の国際気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で「パリ協定」が採択され、日本も平成28（2016）年11月にパリ協定を批准した。パリ協定は令和2（2020）年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組みであり、先進国や開発途上国の区別なく全ての国が、温室効果ガスの削減に向けて自国の決定する目標を提出し、目標達成に向けた取組を実施すること等を規定した公平かつ実効的な枠組みである。

産業革命後の地球の平均気温上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること等を目的としており、この目的を達成するため、今世紀後半に「人為的な温室効果ガスの排出と吸収のバランスを達成すること（＝カーボンニュートラル）」を目指している。

また、令和5（2023）年12月に開催されたCOP28では、令和17（2035）年までに、世界全体の温室効果ガス排出量を令和元（2019）年比で60%削減することや、化石燃料からの脱却を進め、今後10年間で行動を加速化させるとともに、令和12（2030）年までに、再エネ発電容量を世界全体で3倍、エネルギー効率改善率を世界平均で2倍にすることなどが合意された。

### 1-1-3 脱炭素社会の実現に向けた我が国の動向

#### (1) 脱炭素社会の実現に向けた道筋

我が国では、令和2（2020）年10月の臨時国会にて、菅義偉内閣総理大臣（当時）が「令和3 2（2050）年カーボンニュートラル宣言」を行い、令和3 2（2050）年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロとする、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言された。

また、令和3（2021）年4月には、令和1 2（2030）年度に温室効果ガス46%削減（2013年度比）の目標値を設定し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを表明した。

その後、令和3（2021）年10月には、「第6次エネルギー基本計画」及び「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、令和3 2（2050）年カーボンニュートラルや令和1 2（2030）年度の温室効果ガス削減目標の実現に向けたエネルギー政策の道筋が示された。

この目標の実現に向けては、国内のエネルギー消費量の約3割、エネルギー起源CO2排出量の約3分の1を占める建築物分野においても、省エネルギーの徹底を図ることが必要であり、令和1 2（2030）年度の建築物のエネルギー消費量を平成2 5（2013）年度と比較して原油換算で約889万kl削減する必要があるとされている。

そのため「令和3 2（2050）年に住宅・建築物のストック平均でZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能が確保されていることを目指す」、「令和1 2（2030）年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指し、（後略）」との具体的な目標を掲げ、これらを達成するために、建築物の省エネ性能の更なる向上を図ることを求めている。

なお、令和6（2024）年5月に閣議決定された、政府全体の環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱となる「第6次環境基本計画」においても、人類の活動が環境収容力を超過した結果、地球が気候変動・生物多様性の損失・汚染の3つの危機に直面しており、令和1 2

（2030）年は、環境を軸とした環境・経済・社会の統合的向上を進めるために、勝負の年になるとされている。

今後は、令和6年度内には、脱炭素化の推進に向けた国際戦略「GX2040ビジョン」の策定、「第7次エネルギー基本計画」の閣議決定及び「地球温暖化対策計画」の改定が予定されている。

#### (2) 建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度の創設

令和3 2（2050）年カーボンニュートラルの実現に向け、住宅・建築物の省エネ対策の徹底、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー利用設備（以下「再エネ利用設備」という。）の導入、吸収源対策としての木材利用拡大等を通じて、脱炭素社会の実現に寄与することが重要である。

このような背景のもと、令和4（2022）年6月に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）」による改正建築物省エネ法において、「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度（以下「本制度」という。）」が新たに定められた。

再エネ利用設備の効率性は、その建築物が立地する地域の気候条件や周辺の地形・土地利用等の条件に大きく影響を受けることから、本制度は地域の実情を踏まえた再エネ利用設備の導入を促進することを目的としている。

促進計画を定めることで、促進計画で定める「建築物再生可能エネルギー利用促進区域（以下「促進区域」という。）」内において、再エネ利用設備の設置促進につながる措置を講じる

ことが可能となる。

なお、改正建築物省エネ法上、促進計画の策定は市町村が行うこととされ、特別区もこれに含まれる。

また、本制度による促進計画策定等に当たっては、その手順等を解説する「建築物省エネ法に基づく「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」促進計画の作成ガイドライン（第1版）」（令和5年9月国土交通省。以下「ガイドライン」という。）が公表されている。

### 【建築物省エネ法第67条の2～第67条の6】 建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度の概要

国土交通省

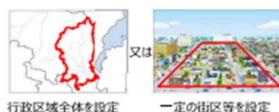
#### 現状・改正主旨

- 脱炭素社会の実現に向け、建築物分野における再生可能エネルギーの利用拡大の取組の強化が必要。
- 太陽光発電等の効率性は気候・立地条件に大きく影響されるため、全国一律の規制措置ではなく、地域の実情を踏まえることができる市町村が導入促進を図ることが効果的。

#### 改正概要

- 市町村が、太陽光パネル等の再エネ設備の設置の促進を図ることが必要である区域について、促進計画を作成することができる

※ 住民の意見を踏まえ、気候・立地等が再エネ設備の導入に適した区域を設定。



#### 【促進計画に定める事項】

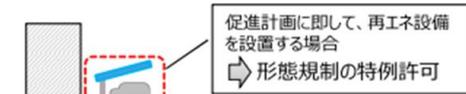
- ・再エネ利用促進区域の位置、区域
- ・設置を促進する再エネ設備の種類
- ・再エネ設備を設ける場合の建築基準法の特例適用要件に関する事項

【施行日：公布の日から2年以内】

#### 建築士による再エネ導入効果の説明義務

- 建築士から建築主へ、設置可能な再エネ設備を  
書面で説明
- 条例で定める用途・規模の建築物が対象

#### 形態規制の合理化 ※新築も対象



太陽光パネル等で屋根をかけると建蔽率（建て坪）が増加

#### 再エネ設備の導入イメージ



図1 建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度の概要

[出典] 国土交通省ホームページ

## 1-1-4 脱炭素社会の実現に向けた東京都及び市の動向

### (1) 東京都における建築物の脱炭素化の必要性

気候変動の深刻化とエネルギー危機の長期化等により、都民の生活や事業活動に大きな影響が出る可能性があり、脱炭素化とエネルギー安全保障の確保の一体的実現が必要である。

そのため、エネルギーの大消費地である東京都の責務として、経済、健康及びレジリエンスの確保に向け、脱炭素社会の基盤を早急に確立することが急務であり、建築物の省エネ化と再エネ利用促進により、持続可能なエネルギー供給を実現することが重要であるとしている。

特に、都内には多くの建築物があり、屋根があることから、これを最大限活用して再エネ利用設備の導入を促進することが期待できる。

これらの取組により、気候変動対策を加速度的に推進することで、よりレジリエントで豊かな住みよい都市東京の実現を目指している。

### (2) 東京都における建築物の脱炭素化の取組

東京都は、令和3年3月に公表した「未来の東京」戦略及び「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」において、2050年のゼロエミッション東京の実現や2030年のカーボンハーフ達成を目標に掲げている。この目標の実現には、あらゆる分野において脱炭素行動を加速させることが必要であり、特に都内CO2排出量の約7割を占める建築物のエネルギー消費性能の向上のための対策が重要であるとしている。

また、令和4年9月に策定した「環境基本計画」では、2050年のあるべき姿の実現に向けて、2030年までの行動が極めて重要との認識の下、具体的な目標と施策のあり方を示している。

その上で、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「環境確保条例」という。）により、環境に配慮した質の高い建築物が評価される市場の形成を図ること等を目的とした「建築物環境計画書制度」等の複数の取組を通じて、建築物の脱炭素化に取り組んでいる。

令和4年12月に改正された環境確保条例では、延べ床面積2,000㎡未満の中小規模新築建築物を対象とする「建築物環境報告書制度」を創設し、中小規模新築建築物を年間で一定規模以上供給する事業者に対して、太陽光発電設備など再エネ利用設備の設置等が義務化される（令和7年4月施行）。



図2 建築物環境報告書制度の新設等、建築物等に関する制度強化の概要

併せて、改正建築物省エネ法で本制度が創設されたことから、都内での本制度の活用による再エネ利用設備の設置の一層の促進を目的に、市区町村と共に「東京都建築物再生可能エネルギー利用促進計画策定指針」を作成し、令和5（2023）年12月に公表した。指針では、再エネ促進計画等のひな型も示されており、市区町村は、これを基に地域の実情に合わせて促進計画を検討することで、早期の計画策定が可能となる。

### （3）市における建築物の脱炭素化の取組

市は、令和3（2021）年3月に「調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（計画期間：令和4（2022）年度～令和12（2030）年度）を策定、また、令和3年（2021）年4月に「調布市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、令和32（2050）年に二酸化炭素排出実質ゼロを達成する脱炭素社会の実現、及びその実現に向けた中期目標として、令和12（2030）年度に二酸化炭素排出量の平成25（2013）年度比40%削減を目指している。

市は、率先行動の取組として、ゼロカーボンシティ宣言を表明した令和3（2021）年度に、環境配慮契約法に基づく環境配慮方針を定め、公共施設への再生可能エネルギー比率の高い電力調達に取り組み、令和5（2023）年度には、現行調布市基本計画のスタートに併せ、環境部にゼロカーボンシティ推進担当課長を新設し、推進体制を強化した。

令和6（2024）年度は、公共施設46施設への再生可能エネルギー100%電力の導入、庁用車の電気自動車への切替えを拡充し、市の事務事業における二酸化炭素排出量の大幅な削減を図っている。

他方、市内の二酸化炭素排出量の約8割を、民生家庭部門と民生業務部門で占めている状況に鑑み、令和4（2022）年度から、事業所向けに、調布市商工会と連携し、LED照明設置等補助を開始。続く令和5（2023）年度には、家庭向けに、LED照明、リユース家電、断熱フィルムを対象とした省エネ設備等補助事業を開始し、市民・市内事業者の温暖化対策に向けた取組を促進している。

令和6（2024）年度は、補助対象メニューに、省エネ性能の高い給湯器や窓などの断熱化改修を加え、さらなる充実を図っている。

今後は、令和7（2025）年度に、環境分野のマスタープランである次期「調布市環境基本計画」の策定とともに、「調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の中間見直し及び次期「調布市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の策定を行う予定である。

### 1-1-5 調布市建築物再生可能エネルギー利用促進計画の策定

市内の二酸化炭素排出量の約8割は民生部門（家庭部門が約5割、業務部門が約3割）が占めており、住宅やビルなど建築物での化石燃料に由来するエネルギー消費に伴う排出割合が大きいことから、建築物において、エネルギー消費量の削減を図るとともに、再生可能エネルギーを積極的に活用することが大変重要である。

市内の建築物における太陽光発電設備の設置容量は、国の調査によると、令和4（2022）年度時点で、設置可能ポテンシャルの約3%となっているが、令和7（2025）年4月の東京都における「建築物環境報告書制度」の導入により、新築建築物への太陽光発電設備の設置が拡大していく見通しである。

こうした状況に鑑み、本制度を導入することで、再エネ利用設備の設置の更なる促進につなげるため、「調布市建築物再生可能エネルギー利用促進計画」を策定するものである。

## 1-2 促進計画の策定により促進区域内で適用される措置

促進計画に、促進区域の位置及び区域、設置を促進する再エネ利用設備の種類並びに再エネ利用設備を設ける場合の特例適用要件に関する事項等を定めることで、当該区域において、建築士による説明義務制度や形態規制の合理化のための特例許可等の様々な措置が適用される。

表1 改正建築物省エネ法と促進区域内で適用される措置

改正建築物省エネ法の条番号	促進区域内で適用される措置
第67条の3	自治体の努力義務（建築主等への支援）
第67条の4	建築主の努力義務（再エネ利用設備の設置）
第67条の5	再エネ利用設備に係る建築士による説明義務
第67条の6	建築基準法の特例許可

本制度では、建築物への再エネ利用設備の設置に関して、自治体の努力義務（改正建築物省エネ法第67条の3）、建築主に対する努力義務（同法第67条の4）及び建築士による説明義務（同法第67条の5）が併せて規定される。

### (1) 自治体の努力義務（建築主等への支援）

改正建築物省エネ法第67条の3の規定では、計画作成市区町村は、建築主や建築士がこれらの義務を適切に履行することができるよう、促進区域内の建築物の建築主等に対して、情報提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めなければならないとされている。

### (2) 建築主の努力義務（再エネ利用設備の設置）

改正建築物省エネ法第67条の4の規定では、促進区域内において建築物の建築又は修繕等（建築物の修繕若しくは模様替、建築物への空気調和設備等の設置又は建築物に設けた空気調和設備等の改修をいう。）を行おうとする建築主は、再エネ利用設備を設置するよう努めなければならないとされている。

### (3) 建築士から建築主への再エネ利用設備に係る説明義務

改正建築物省エネ法第67条の5の規定では、建築士は、促進区域内において市区町村が条例で定める用途・規模の建築物について設計の委託を受けた場合には、建築物へ設置することができる再エネ利用設備について、本制度施行後の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「改正建築物省エネ法規則」という。）で定める事項を、建築主に対して説明しなければならないとされている。

### (4) 特例許可制度

本制度における特例許可制度では、再エネ利用設備の設置により、容積率制限、建蔽率制限又は高さ制限を超える場合があっても、許可を受けることにより特例的にその制限を超えることが可能となる。

改正建築物省エネ法第67条の6の規定では、特定行政庁は、促進区域内の建築物について、市区町村が促進計画に定めた特例適用要件を満たしていることが確認できるときは、建築基準法（昭和25年法律第201号）の特例の対象となり許可することができることとされている。ただし、市街地の環境を害するおそれがある場合などは、その限りでない。

<容積率関係（建築基準法第52条）>

○ 建築物の密度を規制することにより、都市のインフラ不可とバランスを保つことを目的としている。

<容積率の算定方法>

$$\text{容積率 (\%)} = \frac{\text{延べ面積}}{\text{敷地面積}} \times 100$$

<容積率のイメージ>

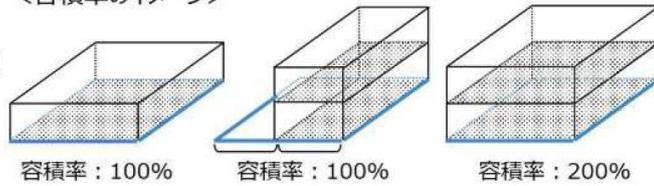


図3 容積率制限のイメージ

<建蔽率関係（建築基準法第53条）>

○ 敷地内に一定の空地を確保し、いわゆる建て詰まりを防止し、建築物の最高、通風等を確保するとともに、良好な市街地環境の確保を図ろうとするもの

<建蔽率の算定方法>

$$\text{建蔽率 (\%)} = \frac{\text{建築面積 (建て坪)}}{\text{敷地面積}} \times 100$$

<建蔽率のイメージ>

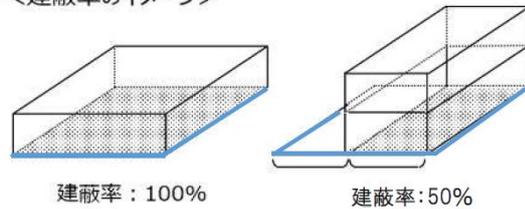


図4 建蔽率制限のイメージ

<高さ制限関係（建築基準法第55条・第58条）>

○ 低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため、都市計画において10m又は12mの高さ制限を定める。

<絶対高さ制限の適用イメージ（第55条）>

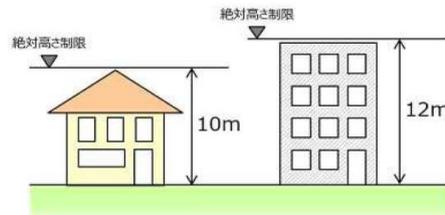


図5 第一種低層住居専用地域等内における高さ（絶対高さ）制限のイメージ

○ 用途地域内において、特に良好な市街地の環境を維持することが必要な場合等には、都市計画に高度地区を定め、高さ制限を行うことができる。

<高度地区の指定イメージ（第58条）>

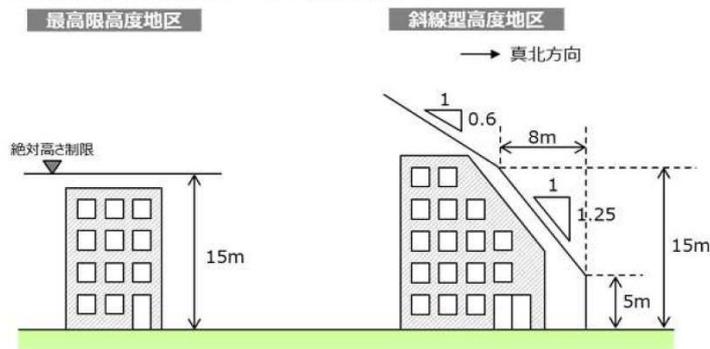


図6 高度地区による高さ制限のイメージ

〔出典〕ガイドライン

## 第2章 促進計画に定める事項

### 2-1 促進区域の指定等

#### 2-1-1 促進区域の基本的な考え方

促進区域を設定するためには、その区域内での活用が見込まれる再エネ利用設備について、ポテンシャルがあることを確認する必要がある。そのため、再エネ利用設備の種類については2-2で定めるものの、市で広く活用することが見込まれる太陽光発電設備と太陽熱利用設備について、そのポテンシャルを確認する。

また、行政区域内には特例許可のメリットが想定しにくい地域も考えられるが、このような地域でも説明義務制度の活用などを通じて再エネ利用設備の設置促進を図ることが望ましいため、促進区域に含めて考える。

#### 2-1-2 促進区域で設置が期待できる再エネ利用設備

##### (1) 太陽光発電設備

太陽光発電設備は、太陽の光を利用して電力を生成するシステムである。太陽電池モジュール、接続箱、パワーコンディショナ及びケーブルから構成され、これらを分電盤につないで発電電力を供給する。

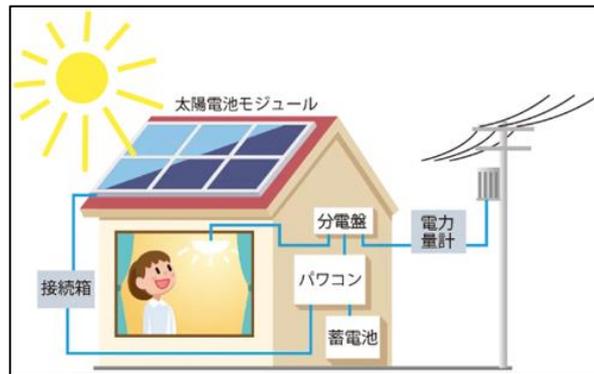


図7 太陽光発電設備のイメージ

[出典] 東京都環境局ホームページ

太陽エネルギーは半永久的に使用し続けることができ、太陽光発電設備は利用時にCO2をほとんど排出しないという特長を持っているため、環境への負荷を軽減しながら、持続可能なエネルギーの供給を実現することができる。

併せて、再生可能エネルギーの有効活用にあ資する設備として、停電時の家庭の電力利用及び再生可能エネルギーの余剰が発生している時間帯の電気自動車等への充電等についても、太陽光発電設備の利用を検討することが望ましい。

環境省では、各自治体における様々な再エネのポテンシャルなどを「再生可能エネルギー情報提供システム (REPOS)」にて公開している。

これによれば、市で見込める太陽光発電ポテンシャルにおける既設置容量の割合は約3.13%であり、市全域で再エネ利用設備設置促進の可能性があるとと言える。

##### [ポテンシャルの考え方]

環境省が提供する「再生可能エネルギー情報提供システム (REPOS)」では、建築物を公共系と住宅等に区分して設置可能面積を算出している。公共系建築物は用途別に、それ以外の建築物は500mメッシュごとに用途別で、それぞれ算出した太陽光発電設備の設置可能面積に、設置容量原単位 (kW/m<sup>2</sup>) を乗じて導入ポテンシャルを算出している。

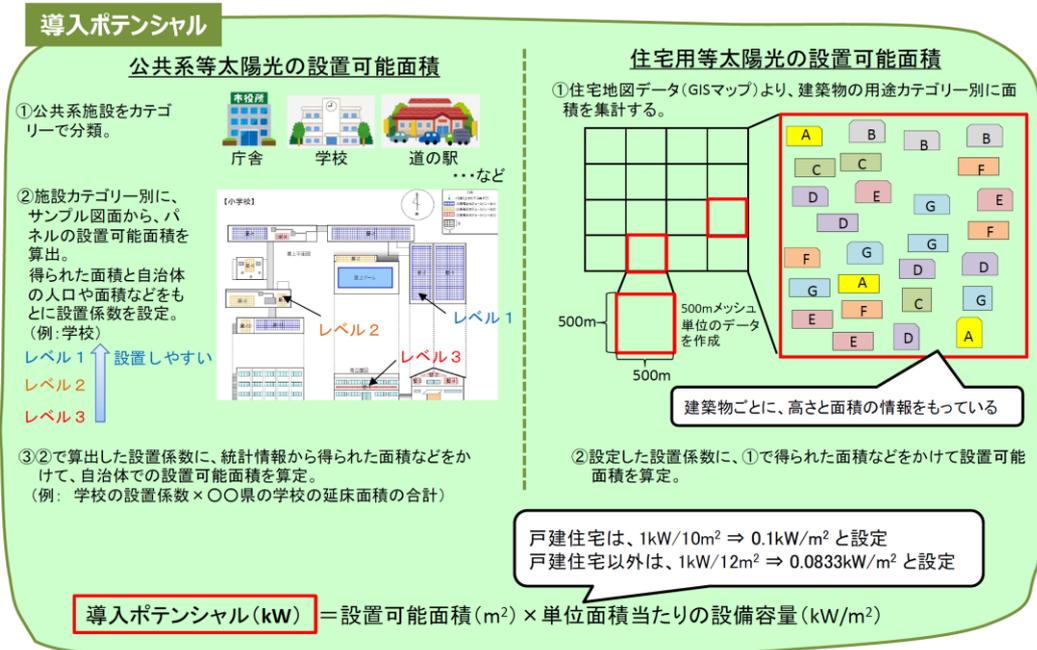


図8 REPOSにおける太陽光導入ポテンシャルの算定方法

〔出典〕環境省「令和元年度再生可能エネルギーに関するゾーニング基礎情報等の整備・公開等に関する委託業務報告書」（令和2年3月）

また、経済産業省の「再生可能エネルギー電気の利用促進に関する特別措置法」に係る情報公表用ウェブサイトでは、固定価格買取制度（FIT）で認定された設備導入量が公表されており、これを基に太陽光発電の既設置容量を把握することが可能である（なお、今後は太陽光発電を中心にFITに基づかない発電設備が増えてくると考えられることから、導入量を把握する方法は国において今後の検討課題としている。）。

この太陽光発電導入ポテンシャルから既設置容量を差し引いたものを設置可能ポテンシャルと捉えれば、市では336,859kWのポテンシャルを有していると考えられる。

表2 市の太陽光発電設備設置可能ポテンシャル（単位：kW）

太陽光ポテンシャル量 (A) (令和6年3月時点)	既設置容量 (B) (令和4年度実績)	設置可能ポテンシャル (A-B)
348,414	11,555	336,859

〔出典〕環境省ホームページ「自治体排出量カルテ」

## (2) 太陽熱利用設備

太陽熱利用設備は、屋根や屋上に集熱器を設置し、水や空気を温め、その熱エネルギーを活用する再エネ利用設備である。太陽光発電設備と同様に太陽をエネルギー源としており、広く市での活用が見込まれる。

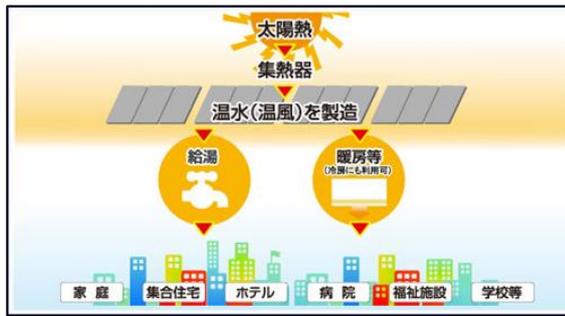


図9 太陽熱利用設備のイメージ

[出典] 東京都環境局ホームページ

東京都における家庭部門のエネルギー消費量は、給湯用及び暖房用の熱の需要がおよそ半分を占めている。また、太陽光から熱へのエネルギー変換効率は45～60%程度とされ、比較的小さな面積でも集熱器が設置可能なため、太陽光発電設備と併用することも効果的と考えられる。

太陽熱利用設備の導入ポテンシャルについて、太陽光と同様にREPOS の推計によれば、市では、941,340GJ/年のポテンシャルを有していると考えられる。

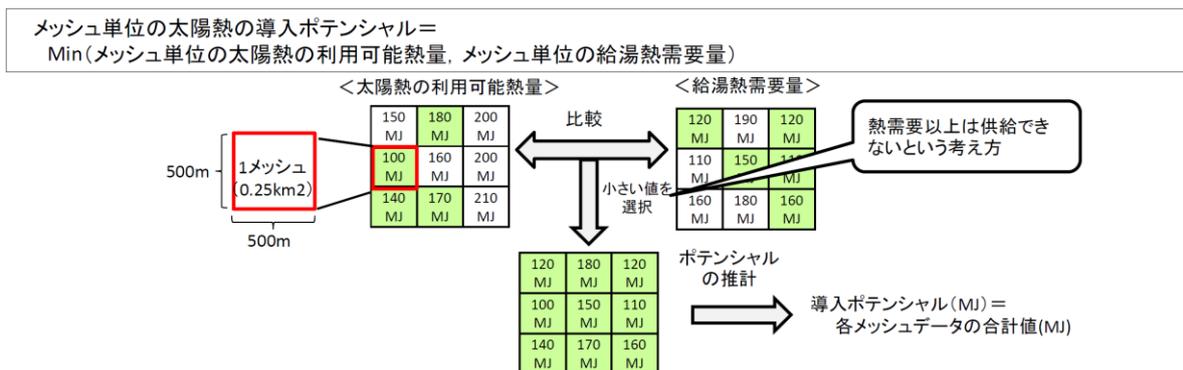
表3 市の太陽熱利用設備ポテンシャル (単位：GJ/年)

太陽熱ポテンシャル量 (令和6年3月時点)
941,340

[出典] 環境省ホームページ「自治体排出量カルテ」

[ポテンシャルの考え方]

環境省が提供する「再生可能エネルギー情報提供システム (REPOS)」では、500mメッシュごとに太陽熱の利用可能熱量 (MJ) 及び熱需要 (MJ) をそれぞれ算出し、熱需要以上は供給できないという考えのもと、双方の小さい値を当該メッシュのポテンシャルとして算出している。



太陽熱利用の設置係数は表3-25のとおり設定した。

表3-25 太陽熱利用の設置係数

レイヤ区分	設置係数の対象	設置係数		
		レベル1	レベル2	レベル3
余暇・レジャー	建築面積	0.34	0.78	0.89
	医療	0.08	0.51	0.58
宿泊施設	延床面積	Min (2㎡/戸、中規模共同住宅レベル3)		
中規模共同住宅※ 戸建住宅等	建築面積	Min (4㎡/戸、戸建住宅レベル3)		

太陽熱の利用可能熱量は下式により推計した。

$$\text{太陽熱の利用可能熱量 (利用可能熱量: MJ/年)} = \text{設置可能面積 (㎡)} \times \text{平均日射量 (kWh/㎡/日: 都道府県別)} \times \text{換算係数} 3.6 \text{ MJ/kWh} \times \text{集熱効率} 0.4 \times 365 \text{ 日}$$

※H24～25報告書参照

図10 REPOS における太陽熱導入ポテンシャルの算定方法

[出典] 環境省「令和元年度再生可能エネルギーに関するゾーニング基礎情報等の整備・公開等に関する委託業務報告書」(令和2年3月)

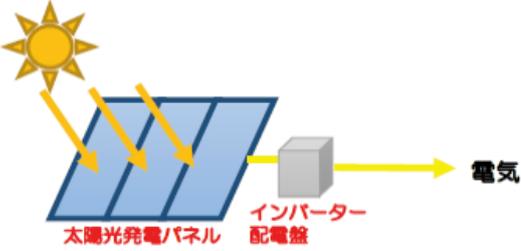
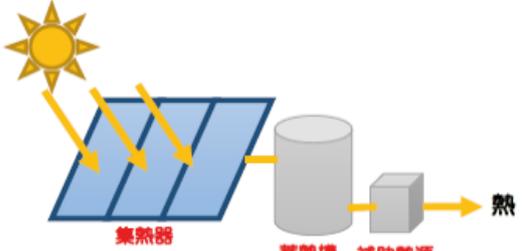
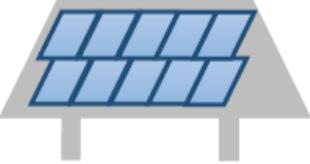
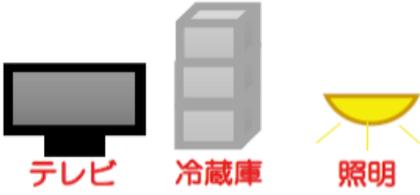
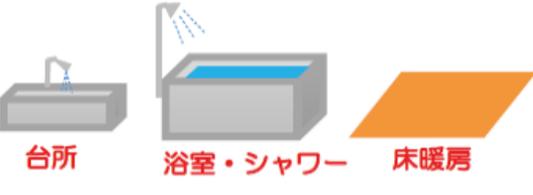
	太陽光発電	太陽熱利用
エネルギー効率	電気へのエネルギー変換効率は15~20%程度  <p>太陽光発電パネル インバーター 配電盤 電気</p>	熱へのエネルギー変換効率は45~60%程度  <p>集熱器 蓄熱槽 補助熱源 熱</p>
設置面積	太陽光発電パネルの設置面積（4kW）は、 24~30 m <sup>2</sup> 程度 	集熱器の設置面積は、4~6 m <sup>2</sup> 程度 
用途	家電製品等に利用  <p>テレビ 冷蔵庫 照明</p>	給湯や暖房などの熱に利用  <p>台所 浴室・シャワー 床暖房</p>

図11 太陽光発電設備と太陽熱利用設備の比較

[出典] 東京都環境局ホームページ

### 2-1-3 調布市における促進区域の範囲

市では、以下の地域を促進区域として定める。ただし、他の法令等で建築や再エネ利用設備の設置が規制されている場合があるため、実際に再エネ利用設備を設置する際は、関連する法令等に十分に留意する。

#### ・行政区域全域

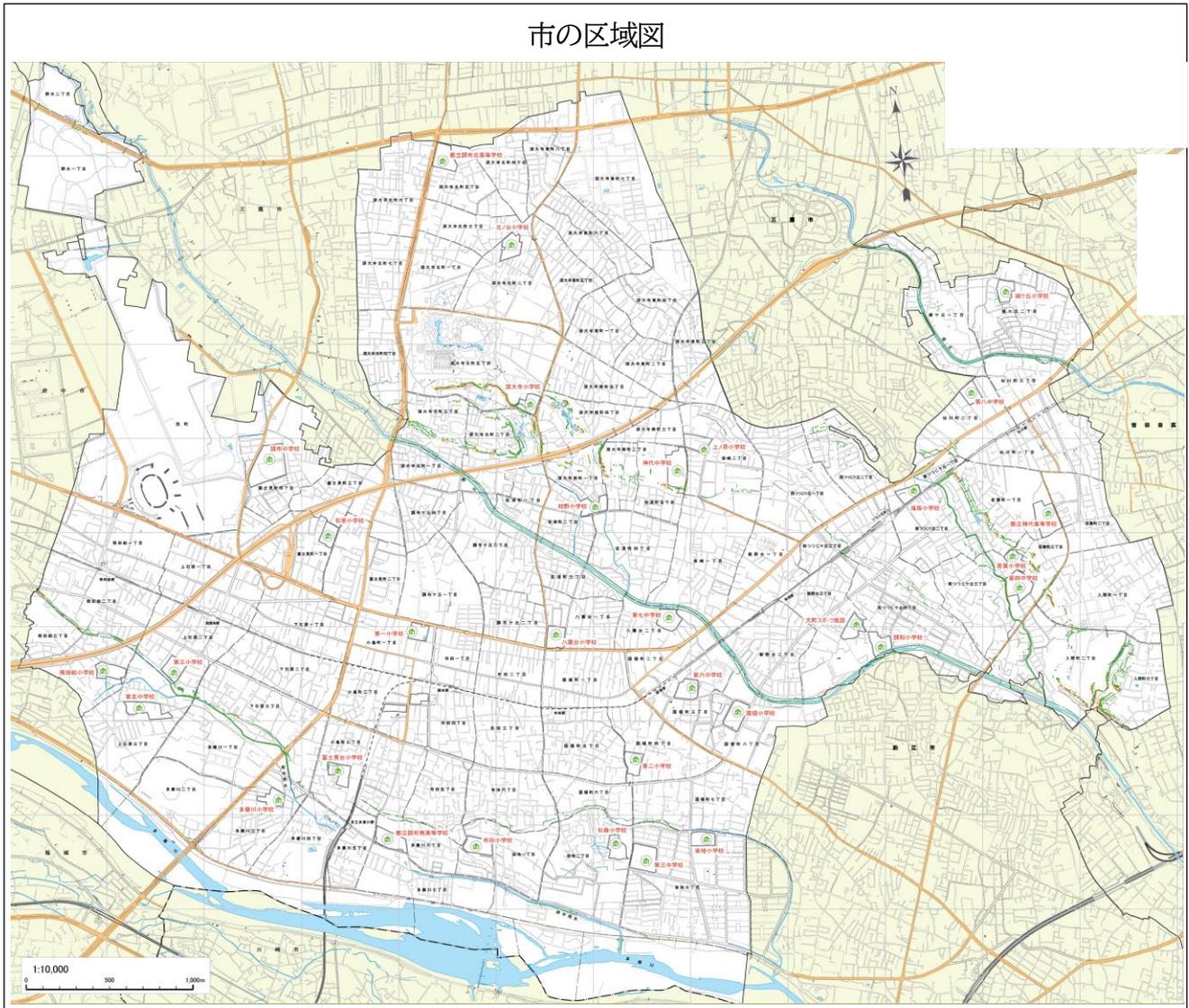


図12 市の促進区域の範囲

## 2-2 再エネ利用設備の種類

### 2-2-1 改正建築物省エネ法規則における再エネ利用設備の定義

本制度が対象とする再エネ利用設備とは、改正建築物省エネ法第67条の2第1項において、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備その他の再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。）の利用に資する設備として国土交通省令で定めるもの」とされている。

同法の規定に基づき、本制度施行後の改正建築物省エネ法規則において、表4のとおり、再エネ利用設備を定めている。具体的には、太陽光発電設備・太陽熱利用設備・バイオマス熱利用設備・地中熱利用設備等が該当する。

また、いずれも建築物に設置する再エネ利用設備が対象であり、いわゆる野立ての太陽光発電設備などは含まない。

表4 改正建築物省エネ法規則に定める再エネ利用設備

次に掲げる再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備	太陽光
	風力
	水力
	地熱
	バイオマス
次に掲げる再生可能エネルギー源を熱源とする熱を利用するための設備	地熱
	太陽熱
	雪又は氷その他の自然界に存する熱 (大気中の熱及び前出の地熱・太陽熱を除く)
	バイオマス

### 2-2-2 再エネ利用設備設定の基本的な考え方

市における本制度で対象とする再エネ利用設備の種類は、市内で一定のポテンシャルが見込めること、本制度の特例許可制度により屋上及びカーポート等への設置促進が見込まれること、東京都の建築物環境報告書制度により事業者へ設置の義務化がなされることなどに鑑み、太陽光発電設備及び太陽熱利用設備とする。

### 2-2-3 調布市促進区域内において設置を促進する再エネ利用設備の種類

市では、広く利用が見込まれる以下の種類の再エネ利用設備を、促進区域内において建築物への設置を促進するものとして定める。

- ・太陽光発電設備
- ・太陽熱利用設備

## 2-3 建築士から建築主への説明義務制度

市では、本制度による説明義務制度を適切に履行することで、再エネ利用設備のより一層の促進を図る。

また、本制度の説明義務制度の効力を生じさせるために必要な条例の制定も合わせて行う。

### 2-3-1 説明義務制度の概要

改正建築物省エネ法第67条の5第1項の規定に基づき、促進区域内において市区町村の条例で定める用途・規模の建築物について設計の委託を受けた建築士は、建築物へ設置することができる再エネ利用設備について、改正建築物省エネ法規則で定める事項を、着工前に書面を交付して、建築主に対して説明しなければならないとされている。

また、同条第3項の規定に基づき、国土交通省令で定めるところにより、当該建築主の承諾を得て、電磁的方法により提供することが認められている。

改正建築物省エネ法規則で定める説明事項は、設計に係る建築物に設置することができる再エネ利用設備の種類及び規模とされている。この説明事項に加え、設備導入の意義やメリット、設置により生じる費用等について、建築主が建築士から情報提供を受けることにより、再エネ利用設備の設置促進が期待できる。

なお、本制度による説明義務は、同条第2項に基づき、建築主から建築士による説明を要しない旨の意思表示があった場合には、当該説明は不要とされている。この意思表示は、改正建築物省エネ法規則第80条の5に基づき、建築主から建築士に対し、必要事項を記載した書面を提出することによって行うこととされている。

### 2-3-2 説明義務制度の基本的な考え方

#### (1) 説明義務制度の意義

本制度の説明義務は、建築士が建築主に対して着工前に説明することに特徴がある。

建築士は、建築士法（昭和25年法律第202号）により、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、建築物の質の向上に寄与するように、公正かつ誠実にその業務を行うことが定められている。

公益性と技術力を持つ有資格者である建築士が建築主へ説明することで、建築物への再エネ利用設備の設置を効果的に促進することが期待できる。

#### (2) 説明の実施

本制度による説明義務の実施に当たっては、ガイドラインにて、説明資料のひな型及び参考様式を公表しており、これを活用する。

また、同ガイドラインでは、資料作成や説明にあたり、当該建築物の設備の設計に関与する建築設備士等へ、建築士から協力を求めることを想定している。

#### (3) 他の説明義務制度との一体的な実施

改正建築物省エネ法第6条第3項では、建築士から建築主への建築物のエネルギー消費性能その他建築物のエネルギー消費性能の向上に資する事項について、説明の努力義務制度（2025年施行予定）が位置付けられている。本制度の説明義務は、これと共通する考え方から、建築士が再エネ利用設備について説明するものであり、実際の運用に当たっては双方の説明を一体的に実施することが想定される。

また、東京都は、令和7年4月より施行する建築物環境報告書制度において、建物供給事業者（義務対象は、大手ハウスメーカー・ビルダー・デベロッパーなど年間都内供給延べ面積が合計2万㎡以上の事業者）に対し、住まい手等への新築建築物の環境性能を説明することを義務付ける。

建築物環境報告書制度の対象となる建物供給事業者は、注文住宅の施主等<sup>※1</sup>及び建売分譲住宅の購入者等<sup>※2</sup>に対して、契約を行う前までに断熱・省エネ、再エネ等の環境性能に関する説明を行わなければならない。

注文住宅の施主等は、建物供給事業者からの説明を聞いた上で、建築物の環境配慮について必要な措置を講じ、環境への負荷低減に努め、また、建売分譲住宅の購入者等は、建物供給事業者からの説明を聞き、建築物の環境配慮について理解を深め、環境への負荷低減に努めることとしている。

特に建築物環境報告書制度の対象となる注文住宅等の場合は、建築士と建物供給事業者により、本制度と建築物環境報告書制度の双方の制度説明がなされることで、説明内容が建築物の環境性能に係る幅広いものとなり、建築主のより深い理解が期待できる。

※1 注文住宅の施主及び賃貸住宅のオーナー

※2 建売分譲住宅の購入者及び賃貸住宅の賃借人

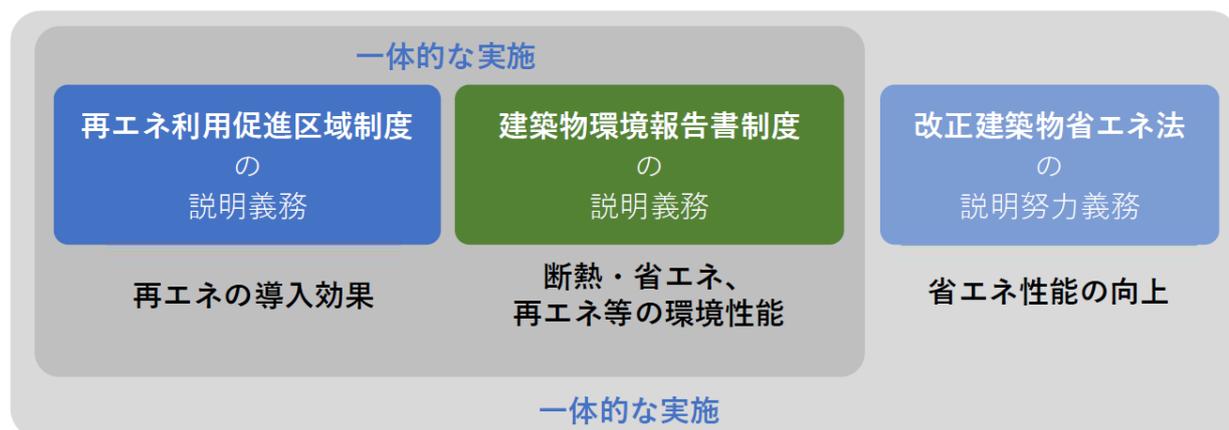


図13 建築物環境報告書制度の対象となる注文住宅等における説明

## 2-4 促進区域内において再エネ利用設備を設置する建築物について建築基準法の特例許可の適用を受けるための要件に関する事項

### 2-4-1 特例許可制度の概要

促進区域では、促進計画に定められた特例適用要件に適合する建築物に対して、建築基準法における容積率制限、建蔽率制限及び高さ制限に係る特定行政庁の特例許可を受けることが可能となる。

これにより、容積率や建蔽率の制限を超える場合や高さ制限を超える場合であっても、特例許可を受けることで、ソーラーカーポートや太陽光パネル等の再エネ利用設備の設置が可能となる。

なお、再エネ利用設備の設置に係る必要最小限の工事であることが条件である。

### 2-4-2 特例許可制度の基本的な考え方

ガイドラインによると、特例許可に当たっては、市内の建築物を網羅的に捉えた上で、下表のとおり、各制限の目的に応じた観点で、市街地環境への影響が軽減されていることが必要となり、そのための適用要件（特例適用要件）を、促進計画に定める必要があるとされている。この他、再エネ利用設備の設置に関する市区町村の方針を踏まえた要件を必要に応じて付加することができる。

表5 各制限の目的に応じた許可の観点

容積率 (建築基準法第52条)	特定行政庁が <b>交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない</b> と認めたもの
建蔽率 (建築基準法第53条)	特定行政庁が <b>安全上、防火上及び衛生上支障がない</b> と認めたもの
絶対高さ※ (建築基準法第55条)	特定行政庁が <b>低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがない</b> と認めたもの
高度地区 (建築基準法第58条)	特定行政庁が <b>市街地の環境を害するおそれがない</b> と認めたもの

※ 第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さ

〔出典〕ガイドライン

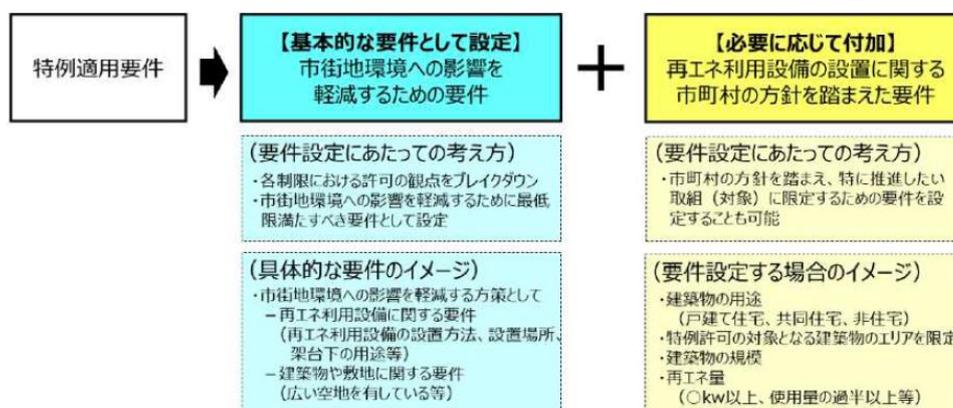


図14 特例適用要件のイメージ

〔出典〕ガイドライン

### 2-4-3 調布市促進区域内において再エネ利用設備を設置する建築物について特例許可の適用を受けるための要件

市では、市街地環境への影響を軽減するため、建築基準法の特例許可を受けるための特例適用要件を以下のとおり定める。許可の申請に当たっては、この要件に十分配慮して設計を行うとともに、具体的な考え方などについて、事前に特定行政庁へ相談するものとする。

#### (1) ソーラーカーポート等を設置する場合の共通の考え方

再エネ利用設備の設置に当たっては、カーポートなど、太陽光パネルや太陽熱利用設備を設置する架台の下を自動車車庫等に利用することが想定される。その場合、高い開放性を有しない構造の建築物が設置されると、衛生上（通風・採光・日照）、市街地環境への影響が生じる可能性があることから、この影響を軽減するため、以下の特例適用要件を定める。

- ソーラーカーポート等を設置する場合、その架台下を「屋内的に利用しない」又は、架台下の用途が「自動車車庫」又は「通常であれば屋外的な用途」であり、交通負荷が増大しないこと
- ソーラーカーポート等を設置する場合、国土交通大臣が認める高い開放性を有する構造であること

- ・ ソーラーカーポート等  
柱と屋根で構成された簡易的な建築物に太陽光パネルや太陽熱利用設備を搭載したもの
- ・ 通常であれば屋外的な用途  
人が立ち入る空間として床面積が発生する半屋外的な空間  
(例：長い庇の下にベンチを設置した休憩所等)

#### (2) 建築基準法第52条（容積率制限）に対する許可

ソーラーカーポート等を建築物の屋上若しくは陸屋根又は地上に設置する際は、基本的には建築物として床面積に算入されるため、その設置により建築基準法第52条に定める容積率制限を超えることが考えられる。

また、太陽熱利用設備においては、その規模により蓄熱槽など大型の設備を建築物内に設置する場合があります、その設置により同様に容積率制限を超えることが考えられる。

これを許可するにあたり、日影の増大、圧迫感の増大、安全上（通行・避難・消火・救助）必要な空地の喪失などの市街地環境への影響が生じる可能性があることから、この影響を軽減するため、以下の特例適用要件を定める。

- 屋上、陸屋根若しくは地上にソーラーカーポート等を設置するもの、又は、建築物内に太陽熱利用設備に係る蓄熱槽、貯湯槽、補助熱源等を設置するものであること
- 屋上、陸屋根若しくは地上にソーラーカーポート等を設置する場合、太陽光パネルや太陽熱利用設備の設置により周囲に対する日影が増大しないこと
- 屋上若しくは陸屋根にソーラーカーポート等を設置する場合、又は、建築物内に太陽熱利用設備に係る蓄熱槽、貯湯槽、補助熱源等を設置する場合、圧迫感が増大しないこと
- 地上にソーラーカーポート等を設置する場合、敷地内に空地を有すること

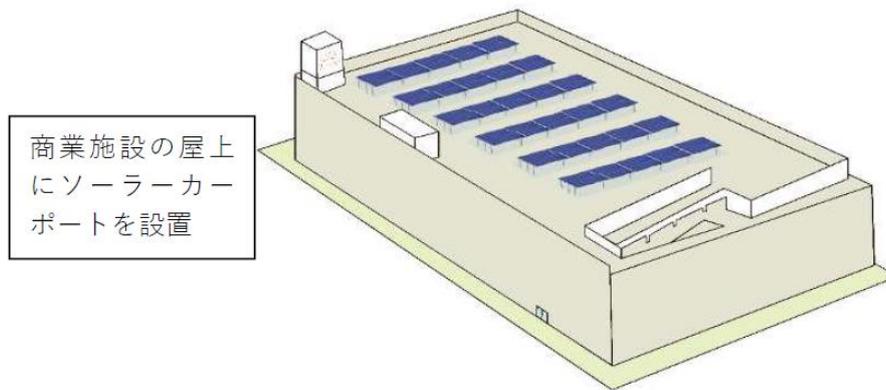


図15 容積率制限に対する特例許可の活用イメージ

(3) 建築基準法第53条（建蔽率制限）に対する許可

ソーラーカーポート等を地上に設置する際は、基本的には建築物として建築面積に算入されるため、その設置により建築基準法第53条に定める建蔽率制限を超えることが考えられる。

これを許可するにあたり、建て詰まりによる延焼のおそれ、安全上（通行・避難・消火・救助）に必要な空地の喪失などの市街地環境への影響が生じる可能性があることから、この影響を軽減するため、以下の特例適用要件を定める。

- 地上にソーラーカーポート等を設置するものであること
- 敷地内に空地を有すること
- ソーラーカーポート等と敷地境界線との間に距離を有すること
- 避難上支障ないこと

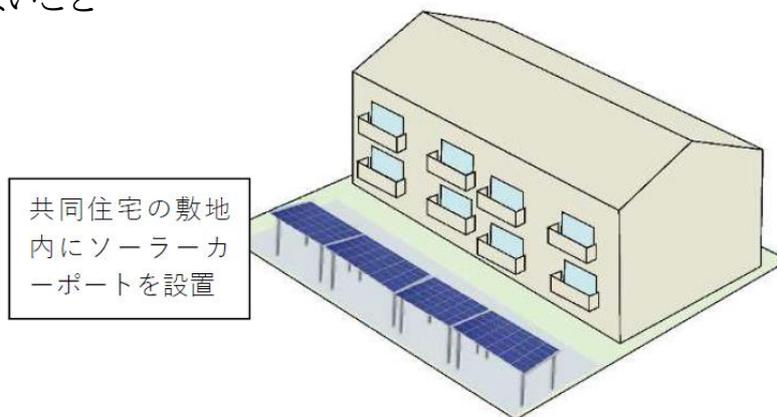


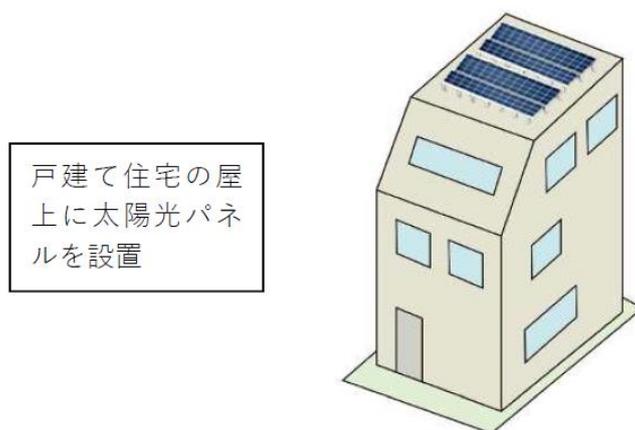
図16 建蔽率制限に対する特例許可の活用イメージ

(4) 建築基準法第55条（絶対高さ制限）に対する許可

ソーラーカーポート等、太陽光パネル又は太陽熱利用設備を、建築物の屋上又は陸屋根に設置する際は、基本的には建築設備として建築物の高さに算入されるため、その設置により、建築基準法第55条に定める第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域で定められる絶対高さ制限を超えることが考えられる。

これを許可するにあたり、低層住宅地として保護されるべき日照への支障などの市街地環境への影響が生じる可能性があることから、この影響を軽減するため、以下の特例適用要件を定める。

- 屋上又は陸屋根にソーラーカーポート等，太陽光パネル又は太陽熱利用設備を設置すること
- 太陽光パネルや太陽熱利用設備の設置により周囲に対する日影が増大しないこと



戸建て住宅の屋上に太陽光パネルを設置

図17 絶対高さ制限に対する特例許可の活用イメージ

(5) 建築基準法第58条（高度地区における高さ制限）に対する許可

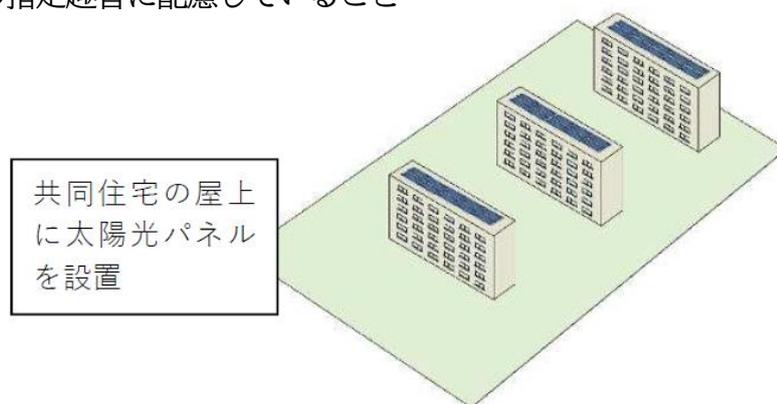
ソーラーカーポート等，太陽光パネル又は太陽熱利用設備を，建築物の屋上又は陸屋根に設置する際は，基本的には建築設備として建築物の高さに算入されるため，その設置により，建築基準法第58条に定める高度地区における高さ制限を超えることが考えられる。

これを許可するにあたり，日照への支障などの市街地環境への影響が生じる可能性があることから，この影響を軽減する必要がある。

また，高度地区は市が都市計画で定めており，これを指定した際の趣旨に配慮する必要がある。

ついては，以下の特例適用要件を定める。

- 屋上又は陸屋根にソーラーカーポート等，太陽光パネル又は太陽熱利用設備を設置すること
- 太陽光パネルや太陽熱利用設備の設置により周囲に対する日影が増大しないこと
- 高度地区の指定趣旨に配慮していること



共同住宅の屋上に太陽光パネルを設置

図18 高度地区における高さ制限に対する特例許可の活用イメージ 1

業務ビル屋上の  
室外機等の上に  
太陽光パネルを  
設置

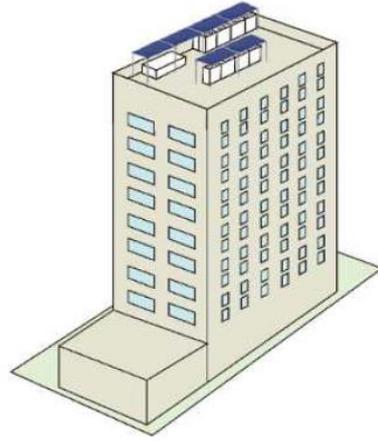


図19 高度地区における高さ制限に対する特例許可の活用イメージ 2

## 2-5 建築物への再エネ利用設備の設置促進に関する事項

### 2-5-1 再エネ利用設備の設置促進に関する基本的な考え方

再エネ利用設備の設置促進に向けて、市や東京都では再エネ利用設備の導入に係る設置促進策を実施しており、促進区域内においてもこれらを効果的に組み合わせて活用する。

### 2-5-2 調布市における設置促進策

市では、再エネ利用設備の設置促進に向けて、以下の取組を実施する。

表6 市による主な設置促進策

事業名	概要
太陽光発電設備・蓄電池設備等 取り付け等補助事業	環境負荷の低減を図り、二酸化炭素排出実質ゼロを目指すゼロカーボンシティの実現に向けた環境の整備を図るため、太陽光発電設備、太陽熱利用設備、蓄電池の設置に対して補助 ※都の補助金との併用可(太陽光発電及び蓄電池グループ購入促進事業、災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業、東京ゼロエミ住宅導入促進事業)

## 1 対象住宅

調布市内にある個人住宅及び併用住宅(新築住宅も可)

## 2 対象者

次の要件のいずれにも該当する方

- (1) 対象住宅の所有者かつ居住者
- (2) 納期の経過した市税を完納している方



## 3 補助対象工事

調布市の他の補助制度等により補助等を受けていない、次のいずれかの工事

- (1) 太陽光発電設備・蓄電池設備取り付け等工事(機器により発生した電力が、対象住宅の居住の用に供する部分で使用されるもので電力会社と電力供給契約を締結するもの)
- (2) 太陽熱利用機器取り付け等工事(機器により発生した温水等が、対象住宅の居住の用に供する部分で使用されること)

## 4 補助の内容

太陽光発電設備及び蓄電池設備の補助金額は、発生する電力に補助単価を乗じて得た額(1,000円未満切り捨て)となります。適用する電力(KW)は、公称最大出力の合計値、電力供給契約における発電出力又はパワーコンディショナーの最大定格出力のいずれか最も小さい数値とし、数値に小数点第3位以下の端数があるときは、これを切り捨てた値になります。

補助対象経費	区分	補助単価等	上限額
太陽光発電設備取り付け等工事	新築住宅	15,000円/kw	60,000円
	既存住宅※1	25,000円/kw	100,000円
蓄電池設備取り付け等工事※2		20,000円/kw	80,000円
太陽熱利用機器取り付け等 工事費		補助対象経費の実支出額 に100分の10	100,000円

※1 既存住宅とは建物の建築と同時に太陽光発電設備を設置しなかった場合に限る。

※2 令和6年4月1日以降設置し、太陽光発電設備と連携したものに限る。

※ 太陽光発電設備取り付け等工事と蓄電池設備取り付け等工事の補助金は、**同時に交付を受けることができます!**



調布市  
ホームページ

### 2-5-3 東京都と連携した設置促進策

東京都では、再エネ利用設備導入に対する支援を行っており、各事業の要件等に適合する場合は、市の促進区域においても、積極的に活用する。

表7 都による主な設置促進策

災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業 【参考①】	省エネ性に優れ、災害にも強く、健康にも資する断熱・太陽光住宅の普及拡大を促進するため、高断熱窓・ドアへの改修や、蓄電池、太陽光発電設備等の設置などに対して補助
住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業 【参考②】	住宅所有者の初期費用無しで太陽光発電を設置するサービスを提供する事業者に対し、設置費用の一部を助成（事業者を通じ、市民へ助成金を全額還元）
太陽光発電及び蓄電池グループ購入促進事業	太陽光発電設備や蓄電池の導入に係る都民の負担を軽減するため、都と協定を締結する事業者が購入希望者を募集し、共同購入によるスケールメリットにより購入価格の低減を行う。
東京ゼロエミ住宅導入促進事業 ※新築住宅のみ	東京ゼロエミ住宅を新築する方に対して、その経費の一部を助成 ※太陽光パネル設置など一定の要件を満たす新築の東京ゼロエミ住宅については、不動産取得税を減免
東京都既存マンション省エネ・再エネ促進事業	既存マンションの管理組合等を対象に、省エネ改修・再エネ導入による費用対効果の検討に要する費用を補助
賃貸住宅における省エネ化・再エネ導入促進事業	賃貸住宅オーナー等に対して、省エネ改修・太陽光発電設備の設置に係る費用を補助 （入居者に対し、太陽光発電+低圧一括受電により安価に電力供給すること等が要件）
地産地消型再エネ増強プロジェクト （都内設置）	都内に地産地消型再生可能エネルギー発電等設備又は再生可能エネルギー熱利用設備を設置する事業者に対して、当該設備の設置に係る経費の一部を助成。
中小企業者向け省エネ促進税制	都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税・個人事業税を減免
環境性能向上支援事業	建築物環境報告書制度に対応した高い環境性能を有する住宅規格の開発及び改良等に関する取組に必要な経費の一部を助成
建築物環境報告諸制度推進事業（特定供給事業者再エネ設備等設置支援事業）	建築物環境報告書制度に参加する事業者（特定供給事業者等）を対象に、都内の延べ面積が2千平方メートル未満の新築住宅及びその敷地に再生可能エネルギー利用設備等を設置する経費の一部を助成

【参考①】 災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業

災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業

断熱改修・蓄電池・太陽光発電設備等

事業説明会  
6月13/14日開催!!

助成金のご案内

集合住宅も対象!



東京都  
ホームページ

太陽熱利用システム	設置	1 / 2	55 万円 / 戸
	更新 (補助熱源機)	1 / 2	10 万円 / 台
地中熱利用システム	設置	3 / 5	180 万円 / 台
	更新 (ヒートポンプエアコン)	1 / 2	27.5 万円 / 台
エコキュート・ハイブリッド給湯器の設置 (※2)		1 / 3	22 万円 / 台
太陽光発電設備	設置 (50kW未満)	新築住宅 ...	3.6kW以下 12 万円/kW (上限36万円) 3.6kW超え 10 万円/kW
		既存住宅 ...	3.75kW以下 15 万円/kW (上限45万円) 3.75kW超え 12 万円/kW
	陸屋根の住宅への上乗せ補助 【防水工事 (※3)・架台設置 (※4)】	防水工事	既存集合住宅又は既存戸建住宅: 18 万円/kW 架台設置 集合住宅: 20 万円/kW 既存戸建住宅: 10 万円/kW
	機能性PVへの上乗せ補助	5 万円/kW、2 万円/kW 又は 1 万円/kW	区分見直し
	更新 (パワーコンディショナ)	1 / 2	10 万円 / 台

【参考②】 住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業

東京都環境局  
デコ活 HTT  
あなたの家にお家に初期費用0円で  
**太陽光発電と蓄電池を!**  
住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業

本事業は、初期費用ゼロで太陽光発電及び蓄電池を設置するサービスに助成し、太陽光発電の普及促進を行うことを目指しています。助成金はサービス利用料の低減等を通じて住宅所有者に還元されます。

助成額 (助成単価) (令和6年度)

対象設備	基準	新築	既存
太陽光発電	3kW以下	15万円/kW	18万円/kW
	3kW超	3kWを超え3.6kW以下 一律36万円 3.6kW超 10万円/kW	3kWを超え3.75kW以下 一律45万円 3.75kW超 12万円/kW
機能性PV (上乗せ)	機能性の区分による	最大5万円/kW	
蓄電池	5kWh未満	19万円/kWh	機能性PVの上乗せ補助を開始しました!
	5kWh以上6.34kWh未満	一律95万円	
	6.34kWh以上	15万円/kWh	

※低容量の初期ゼロサービスの普及促進のため、3kW以下の太陽光発電の助成単価を他の補助制度より増額  
※国及び他の地方公共団体による補助金との併給も可能です。

サービスの特徴

- ① 太陽光発電等設置にあたり、住宅所有者の**初期費用不要!**
- ② 非常用電源にもなり、**停電時にも安心!**
- ③ 故障時の**修理サービス**も含まれて安心!

助成金還元の流れ

- 1 プラン選択**  
登録事業プランの中から、ご自宅に合ったプランをお選びください。  
※プラン例は裏面をご覧ください。  
「登録事業プラン」はHPからご覧いただけます。  
URL [https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/initial-cost0-zokyo#plan\\_list](https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/initial-cost0-zokyo#plan_list)
- 2 ご契約**  
選択したプランの登録事業者と契約します。
- 3 助成金還元**  
ご契約プランのサービス開始後、利用料割引、一括キャッシュバック等の形で助成金が全額還元されます。(助成金還元例は裏面をご覧ください)

我が家は太陽光発電に向いているの?

ご自宅の発電量、設置可能量等の目安<sup>※</sup>は、「東京ソーラー屋根台帳 (ポテンシャルマップ)」で確認できます。

東京ソーラー屋根台帳



東京都  
ホームページ

## 2-6 建築物への再エネ利用設備の設置に関する啓発及び知識の普及に関する事項

### 2-6-1 啓発及び知識の普及に関する基本的な考え方

再エネ利用設備の設置促進に向けて、市や東京都では、再エネ利用設備に係る啓発・普及促進策を実施しており、促進区域内においてもこれらを効果的に組み合わせて活用する。

### 2-6-2 再エネ利用設備の啓発・普及促進策

市では、再エネ利用設備の啓発・普及促進に向けて、以下の取組を実施する。

表8 市による主な啓発・普及促進策

広報紙「ゼロカーボンシティちょうふ」の市内全戸配布 【参考①】 ※令和6(2024)年8月5日創刊号発行
「ちょうふ環境にゆーす 未来へつなく調布の環境」の発行 【参考②】
市報へのゼロカーボンシティ調布に関する特集記事の掲載 【参考③】
太陽光発電設備の設置手法（電力販売契約・リース契約等）の広報 【参考④】
太陽光発電設備をはじめ、地球温暖化対策に関する補助金情報を集めた市ホームページ「地球温暖化対策関連の補助金リンク(省エネ・太陽光・断熱・EVなど)」による情報発信 【参考⑤】
市の環境イベント「環境フェア」における民間企業、環境市民団体、学術機関等と連携した啓発事業の実施 【参考⑥】
公共施設に設置した太陽光発電設備を活用した情報発信 【参考⑦】
「調布市省エネ・再エネ インターネット・電話相談窓口」における国、都、市の補助事業の総合案内 ※平日 10:00~16:00 (12:00~13:00 を除く)、電話：042-444-1120
太陽光発電設備等に係るセミナーの実施
建築士関係団体と連携した、建築士への制度の周知

調布市在住のデザイナー・黒木ユタカ氏が本紙のために描いた、調布のまちとゼロカーボンイメージしたイラストを掲載

貴重な農と里山の風景を残す深大寺・佐須地域から市全域を眺望

**ゼロカーボンシティ ちょうふ**

2024年 夏号 創刊号

調布が好き だから今 始めよう

調布市の今を「知る」  
「二酸化炭素排出」の割合  
市内事業者の取り組みを「知る」  
事業者インタビュー 南薬屋 / 石井自動車  
調布市民の取り組みから「学ぶ」  
市民インタビュー あなたのゼロカーボンな行動  
市の取り組み  
ゼロカーボンシティになるためのアクション  
ゼロカーボンを「学びに行く」「取り組んでみる」  
アフラックビル見学会 / 家庭向け補助金の紹介 ほか

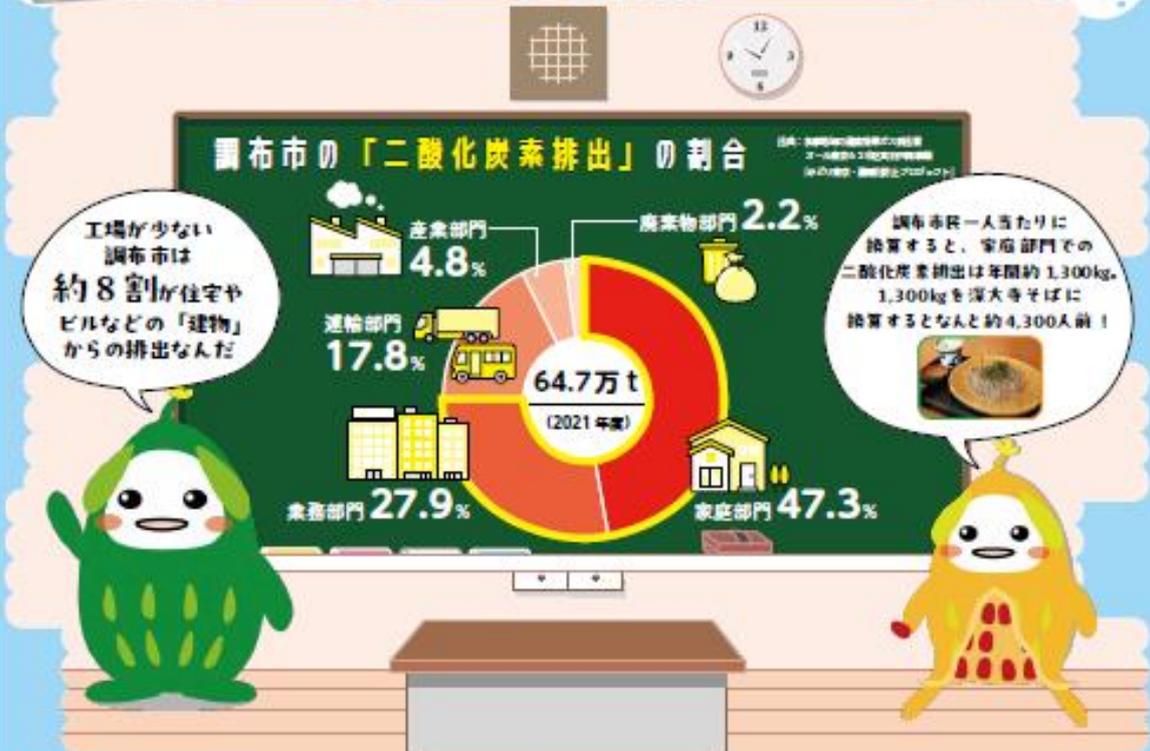
**調布市ゼロカーボンシティ宣言**  
調布市は2050年  
「二酸化炭素排出実質ゼロ」  
を目指しています

1270  
このマークは音声コード[Uni-Voice]です。専用のアプリなどを使って音声データを聞くことができます。

12

調布市の今を「知る」

ゼロカーボンと言われても、なかなかイメージがしづらいかもしれません。まずは調布市の現状について学んでみましょう！



市内事業者の取り組みを「知る」

ゼロカーボンに取り組んでいる会社は市内にはたくさんあります。どんな取り組みをしているか、なぜ取り組んでいるか等、インタビューしました！



小川さん

店舗で導入している商品の多くは、環境に配慮した商品です。また、店舗のエネルギー消費も削減しています。そのほか、店舗の環境を改善するための取り組みも行っていきます。



店舗で取り扱っているコーヒー豆の紹介

市内のいろいろな店舗と連携して、環境に配慮した商品の紹介や、店舗のエネルギー消費削減に取り組んでいます。また、店舗の環境を改善するための取り組みも行っていきます。



南蛮屋

家庭部門の削減に貢献！

南蛮屋

買い取り・容器なしでロス削減



石井さん

先月の電気料金から、照明器具の交換や、空調機のメンテナンスなど、省エネの取り組みを行っています。また、店舗の環境を改善するための取り組みも行っていきます。



ショールーム



作業工場

市内のいろいろな店舗と連携して、環境に配慮した商品の紹介や、店舗のエネルギー消費削減に取り組んでいます。また、店舗の環境を改善するための取り組みも行っていきます。



石井自動車

業務部門の削減に貢献！

石井自動車

照明をLEDに交換し社員の負担軽減



このマークは音声コード(Uni-Voice)です。専用のアプリなどを使って音声データを聞くことができます。

調布市民の取り組みから「学ぶ」

# あなたのゼロカーボんな行動

いざ、ゼロカーボンに取り組もうと思っても、どんなことをすればいいのかわからないという方も多いと思います。そこで、調布に住んでいる仲間たちが行っている取り組みをご紹介します。

### 地産地消をしよう!

調布の農産主さんが丹精込めて作った野菜を使って、お惣菜を作っています。

地元の食材を選びましょう。輸送時には多くの二酸化炭素がでます。「近くで生産されたものを消費する＝輸送距離が短くなる」ことで、二酸化炭素を減らすことができます。




総菜屋を営む 和田さん

### 節電・節水をしよう!

「つばなし」をやめましょう。照明・暖房・冷房・テレビのつけっぱなし、冷蔵庫のおけっぱなし、水の出っぱなしは、多くの二酸化炭素を出します。(水が各家庭に送る際にもエネルギーがたくさん使われています)




市内の小学生 大野さん

### 移動手段を変えよう!

徒歩と自転車もよし、移動はもっぱら自転車です。エレクトロもなるべく使いません

マイカーからバス、電車などの公共交通機関に変えましょう。近くの移動や街中では自転車や徒歩に変えましょう。

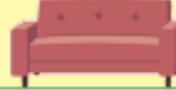
マイカーで移動する際はエコドライブを心がけ、ガソリン車からEVなどの電動車に変えましょう。




市内の企業に勤める 保科さん

### リユース品を活用しよう!

服の製造には二酸化炭素が排出されます。また、廃棄の際にも二酸化炭素は排出されます。リユース品を使うことは製造・廃棄の両方で二酸化炭素を減らすことができます。




子育て中の 北川さん

## 市の取組み

### 調布市がゼロカーボンシティになるためのアクション!

1. 環境に配慮した物品等の選択 (グリーン購入法に適合した商品の購入)
2. 新築のZEB Ready化 (世田谷・田中・荏原地区環境整備計画からスタート)  
ZEB Ready... 2024年10月1日施行、基準:2024年10月1日施行  
2025年10月1日施行、基準:2025年10月1日施行
3. 公共施設への100%再生エネルギー導入 (調布46施設)
4. 公用車の電気自動車への切替 (調布4台)



まずは市役所先で行動し、良いものは市民の皆さまへ紹介し続けます。ゼロ一歩に取っ掛かしましょう!

**業務部門の削減に貢献!**

調布市では市役所が管理する施設や車両において、ゼロカーボン達成に向けた様々な取り組みを進めています。(市役所が管理する施設や車両の二酸化炭素排出量は市全体の約2.3パーセント)

市が率先行動し、ゼロカーボン達成へ



調布市環境対策課 高橋昌起

### ゼロカーボンシティ調布～2050年への架け橋をみんなで作ろう!～

あなたが普段から行っている環境に良いことを教えてください!  
応募頂いた作品は調布市ゼロカーボン特設ホームページなどで公表する予定です。  
期 間：9月30日  
申し込み：下記QRコードより






あなたの行動を調布の仲間たちに向けてもらうことが、調布市のゼロカーボンに必ずつながります。応募お待ちしております!



イラストや写真、音楽(川柳・作文)など自由に応募ください!

### 大好きな調布で、ずっと暮らしたいから

「私たちの住む、調布の自然を守りたい。」その気持ち、ゼロカーボンに取り組むための第一歩です。身近で簡単なことから、私たちの大切な自然と生活を守るゼロカーボンにつながる行動を今、はじめましょう。



調布市地球温暖化対策啓発キャラクター  
ゴヤたん 完熟ゴヤたん



このマークは音声コード[Uni-Voice]です。専用のアプリなどを使って音声データを聞くことができます。▶

14

ゼロカーボンを「学びに行く」

ゼロカーボンイベント

夏休みの終わりに子ども達がゼロカーボンを学べる機会を用意しました。ぜひご参加ください！  
ちょっとしたプレゼントもあります！

アフラックスエアビル見学会

普段は入れないオフィスビルの裏側に潜入！  
環境問題や防災に積極的に取り組んでいる同社  
を見学し、私たちができることを学ぶ



日時 : 8月26日(月) 10:00~11:00  
場所 : 懸布市小鷹町 2-33-2  
アフラックスエアビル  
対象 : 市内在住・在学の小学生4年生~中学生(小学生は保護者同伴)  
費用 : 無料  
定員 : 15名(多数の場合は抽選)  
申し込み: 8月8日までに必配申し込みフォームにて



カードゲームで楽しく学ぶエコ・クッキング

東京ガスによる、カードを使ったエコな料理ゲームを  
実施する体験会です。ゲームを通して地球環境保全につ  
いて考えてみませんか?併せて多摩川自然情報館での生  
き物とのふれあいもぜひ!



日時 : 8月28日(水) 10:00~11:00  
場所 : 懸布市保路 3-8-26 保路ふれあいの家  
会議室(多摩川自然情報館1F)  
対象 : 市内在住・在学の小学生(低学年は保護者同伴)  
費用 : 無料  
定員 : 20名(多数の場合は抽選)  
申し込み: 8月8日までに必配申し込みフォームにて



ゼロカーボンに「取り組んでみる」

自宅でできる取り組みへの補助金

家裏で取り組むゼロカーボンには様々な補助があります!

自宅でできる取り組みの補助金のご紹介

家庭部門  
の削減に  
貢献!



事業者向け補助金

今年に達し、市内事業者  
向けにLED照明補助事業を  
8月1日より開始しました!

業務部門  
の削減に  
貢献!



LED照明  
補助金リンク集



LED照明  
補助金リンク集



LED照明  
補助金リンク集



夏菜の絵は、カニ山や水  
田・畑が広がる緑大寺・松  
原地域から訪れた農家の画  
を描きました。  
絵の中にゴヤたんと完熟ゴ  
ヤたんの顔が隠れています。ぜ  
ひ探してみてくださいね!



黒木 ユタカ

絵師として、上ノ郷小学校、神代小学校に在り、自ら制作した  
ものは父の父、イラストレーター・絵巻町喜、漫画家の横山、初や  
か絵イラストル等に発表があり、書籍や雑誌、CDジャケットなど  
幅広く活躍。近年には東京の文化会館とつくりで、絵巻町喜とイラ  
スト画「マナトリドリ」を複数のアーティストと共同発表。

懸布市の環境を愛する数々の  
作家で表現している黒木  
ユタカさんによる夏菜の  
絵を描いていただきました。

編集後記

発行  
懸布市 環境部 環境政策課  
〒182-8511  
懸布市小鷹町2-35-1  
TEL: 042-481-7086  
FAX: 042-481-7550  
E-mail: kankyou@city.chofu.lg.jp

登録番号  
(発行物番号)  
2024-76

Column

調布市の「緑の下の力持ち」

普段目につかないけれど日常生活に欠かせないもの。それは「下水道」。  
調布市の下水道について、少しだけですが皆さんに紹介します!

キーワード: 565キロ

懸布の地中にはなんと  
565kmもの下水道が埋  
り込まれています!



キーワード: 東京湾

懸布市で排出された下水は大田区にある水再生センターで処理され、東京湾へ流しています!  
水を返すために少しずつ管を下げていき、途中、ポンプ場で水をくみ上げて送水します!



下水道の世界を  
ご案内  
CHORU GESUI  
WORLD

このマークは音声コード(Uni-Voice)です。専用のアプリなどを使って音声データを聞くことができます。

ちょうふ環境にゆ〜す 刊行物登録番号 2024-82 2024年8月  
第53号

# 未来へつなく調布の環境

**発行** 調布市環境部環境政策課

**連絡先** 電話 / 042-481-7086・7 (直通) FAX / 042-481-7550  
email / kankyou@city.chofu.lg.jp

※市ホームページでも、環境情報を提供しています(トップページ「まちづくり・環境」からご覧ください)。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

## 今年から「熱中症特別警戒アラート」の運用が始まりました

**環境省の熱中症特別警戒アラートは どうして始まったの？**

国内の熱中症による死者数は増加傾向にあります。今後も地球温暖化がさらに進行すれば、極端な高温の発生リスクの増加が予測されます。熱中症対策の強化を図るため、環境省により今年から新たに「熱中症特別警戒アラート」の運用が開始となりました。

**アラートが発表されたら どうすればいいの？**

●不要不急の外出や運動を避けましょう  
●冷房が効いた室内で水分をこまめに取らしましょう  
●外出時に危険な暑さに見舞われた際には、地域福祉センターや図書館(クーリングシェルター)などの冷房の効いた施設で暑さをしのぐこともできます。



暑さをしのぐ  
市の施設

**どういうときに発表されるの？**

過去に例のない暑さなどにより、熱中症による重大な健康被害が起きるおそれがある場合に発表されます。



**アラートの発表状況を知るにはどうすればいいの？**

環境省からの発表情報をご覧ください。



環境省熱中症  
予報情報サイト

## 調布市省エネ設備等導入補助事業 申請受付中

CM 令和6年12月2日(月)まで(当日消印有効。ただし予算がなくなり次第終了することもあり)

対象経費 (最大10万円)  
**8割補助**

蛍光灯からLEDへの切替工事費、家電の設置工事費、断熱フィルムの貼付け工事費も!

オンライン申請できます!



補助金の相談・お問合せ  
**042-444-1120**

平日10:00-16:00  
※12:00-13:00休く



調布市省エネ補助金HP

### こんな効果が!

**LED照明**

「LED照明」は、消費電力が蛍光灯の約1/2程度なので、電気代をカット。さらに、長寿命なので、交換の手間も省けます。

**リユース家電 (中古品)**

「リユース家電」は、再利用でエコな上、新品と比べて製造過程で発生するCO<sub>2</sub>を抑えられます。

**窓断熱フィルム**

「断熱フィルム」を貼ると熱の出入り口である窓を断熱化して、室温を保ちやすくなり、エアコンの利きがよくなります。

環境政策課 ☎481-7086

## ゼロカーボンシティ調布 特集 日常編

# 温室効果ガス(二酸化炭素など)を減らすためにできること

2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指して

記録的な猛暑日が増えるなど、地球温暖化による気候変動はすでに私たちの日常に影響を及ぼしています。この一番の原因は「二酸化炭素」です。  
 二酸化炭素は、市の温室効果ガス排出量の9割弱を占め、このうち5割弱は、家庭での、日常的なエネルギー使用によるものです。世帯数の増加などもあり、家庭での二酸化炭素の排出量は下がらず<sup>\*</sup>、どのように減らすかが私たちの課題です。  
\*平成30年度29.2万t、令和元年度28.3万t、令和2年度29.9万t

無理なく、無駄なく  
できることから始めましょう

太陽光発電設備を設置  
詳しくはこちら  
東京都市環境太陽光ポータル

蛍光灯からLEDシーリングライトに交換  
約2400円おトク!  
CO2削減量:33.3kg/年

冷房時の室温は28℃を目安に  
約1100円おトク!  
CO2削減量:14.8kg/年

テレビ画面は明るすぎないように設定  
約1000円おトク!  
CO2削減量:13.3kg/年

フィルターをこまめに掃除(月2回程度)  
約1100円おトク!  
CO2削減量:15.6kg/年

さらにグリーンカーテンを利用すれば、外からの熱を遮断する効果があるよ

炊飯器の長時間保温はせず、使わないときはプラグを抜く  
約1600円おトク!  
CO2削減量:22.4kg/年

衣類乾燥機は自然乾燥と併用  
約1万3900円おトク!  
CO2削減量:193.0kg/年

電気ポットの長時間保温はしない  
約3800円おトク!  
CO2削減量:52.6kg/年

冷蔵庫の設定温度を「強」から「中」に  
約2200円おトク!  
CO2削減量:30.2kg/年

詰め込みすぎない  
約1500円おトク!  
CO2削減量:21.4kg/年

電気便座の設定温度や洗浄温水の温度を低くする  
約1400円おトク!  
CO2削減量:19.6kg/年

全て実行すると、年間の省エネ効果でCO2が416.2kg/年も削減して年間約3万3500円もおトク!

契約アンペアの見直し(40Aから30A)  
約3500円おトク!

ゴミの排出量を減らし、資源としてリサイクルを

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

\*家庭の省エネハンドブック2023、広瀬東京都7月号より転載

ゼロカーボンシティ調布 特集 2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指して 環境政策課 ☎481-7086

## 温室効果ガス(二酸化炭素など)を減らすために家庭の中でできること

高騰する電気代の節約にもつながります

二酸化炭素の排出を減らすために、毎日できる省エネ・節電に加えて、リフォームや家電・機器の買い替えなどでより大きく省エネ効果を高めます。今なら支援メニューもあり、電気代も節約できて、おすすめです。

産業 4.5%  
 運輸 17.8%  
 商業 30.6%  
 家庭 47.0%  
 約半分が家庭から

### エネルギー効率の高い家を目指すためにできること

- 1 外壁や屋根などの断熱性能を向上しよう(特に窓)  
 暑さ寒さの通り道である窓の断熱性能を高めると、エアコンを効率的に使うことができ、節電につながります。  
 窓の断熱方法/フィルムの貼り付け、内窓の取り付け、サッシの交換、ガラスの取り換え
- 2 太陽光発電設備を活用しよう  
 太陽光発電設備と蓄電池により、家庭での1年間の電力使用量のほとんど(想定値)を網えて経済的です。停電時も電気を使えます。
- 3 古い家電・機器を省エネ性能が高いものに買い替えよう  
 家電・機器の省エネ性能は年々向上しており、買い替えがおすすめです。特に家庭で多くエネルギーを使う給湯器・エアコン・照明器具・冷蔵庫は、部屋の広さや家族の人数に合ったサイズ、必要な機能を考えて選びましょう。

支援

- 先進的窓リノベ事業/断熱性能の高い窓に交換するリフォームに対して、5~200万円の補助
- 東京都 災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業/太陽光発電システム、蓄電池システム、高断熱窓・ドア、壁・床などの断熱化などに対して補助あり  
\*太陽光発電・蓄電池の共同購入もあり
- 太陽光発電設備等取付け等補助/太陽光発電設備などの設置工事に対して最大10万円の補助

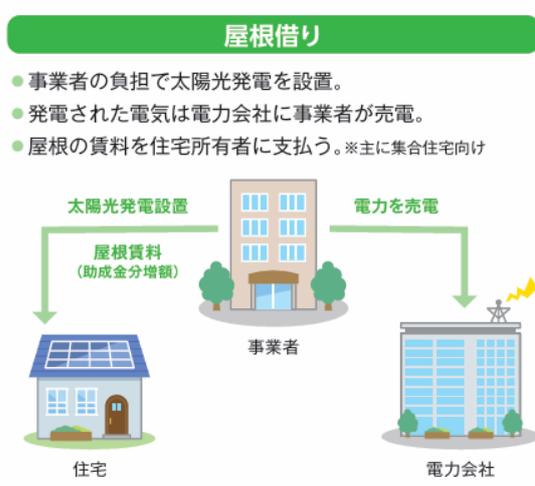
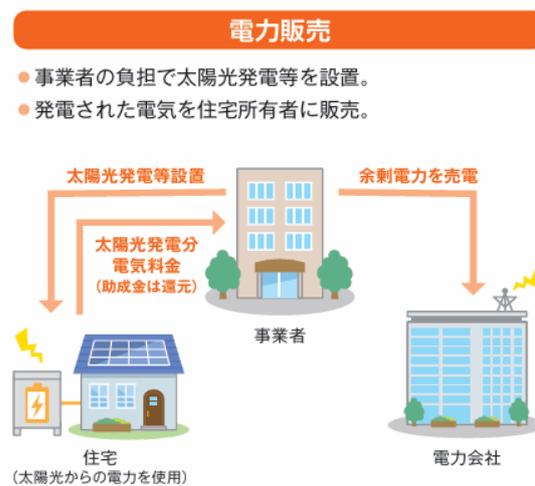
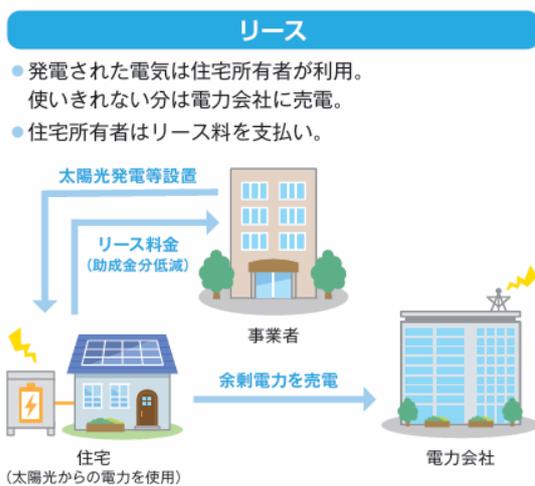
LED照明・断熱フィルム・リユース家電はコチラがお得!

調布市省エネ設備等導入補助事業  
 補助率5分の4。最大10万円(補助金総額3000万円)事前申請期限:令和6年1月31日(※予算上限で終了)  
 ☎相談窓口 ☎444-1120(平日午前9時~午後5時)

各支援の詳細はこちら

【参考④】太陽光発電設備等の主な設置手法

	自己所有	リース	電力販売(PPA)	屋根貸し
設備の所有権	建物所有者	事業者		
初期費用	必要	不要		
発電された電気の取り扱い	建物所有者が利用, 余剰分は売電	建物所有者が利用, 余剰分は売電	事業者が建物所有者に販売, 余剰分は売電	事業者が全て売電
ランニングコスト	保守点検・修理費用など	リース料	事業者が設定した単価による電気料金	なし ※事業者から屋根の賃料を受領
契約期間	—	一定期間(10~20年程度)		
設備の処分・交換など	自由にできる	自由にできない ※契約期間終了後は無償譲渡が一般的		



出典：クール・ネット東京ホームページ「住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業」

【参考⑤】地球温暖化対策関連の補助金リンク(省エネ・太陽光・断熱・EVなど)

調布市 CHOFU

[閲覧支援](#)
[Foreign Language](#)

[防災・安全](#) | 
 [暮らし・手続き](#) | 
 [子育て・教育](#) | 
 [健康・医療・福祉](#) | 
 [観光・文化・スポーツ](#) | 
 [まちづくり](#)

[トップページ](#) > [まちづくり・環境](#) > [地球環境・地球温暖化対策](#) > [補助制度](#) > (家庭・住宅向け)国・東京都の地球温暖化対策関連の補助金リンク

ページ番号：3047 | 掲載開始

---

## (家庭・住宅向け)国・東京都の地球温暖化対策関連の補助金リンク(省エネ・太陽光・断熱・EVなど)

### 国、東京都の地球温暖化対策関連の補助金リンク

国や東京都では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地球温暖化対策のための様々な補助メニューを用意しています。各家庭から地球温暖化を抑えるため、ぜひ各補助メニューの活用をご検討ください。

注)全ての国・東京都の家庭向けメニューが掲載されているわけではありません。ご自分で補助メニューを探したい方は、[補助メニューの探し方](#)を参考にしてください。

各補助メニューの詳細・お問い合わせは、各補助メニューのリンク先をご覧ください。

#### 補助メニュー

1. [家電・給湯器](#)
2. [太陽光発電・蓄電池](#)
3. [断熱\(窓・ドア・その他断熱材\)](#)
4. [車・外部給電・充電設備](#)
5. [戸建住宅](#)
6. [集合住宅\(管理組合・事業者向け\)](#)
7. [補助メニューの探し方](#)

#### 太陽光発電・蓄電池補助メニュー一覧

太陽光発電設備容量1kW当たりの年間発電量は約1,000kWhと試算されます。  
 4kWの容量と相応の蓄電池があれば、家庭のほとんどの電力がまかなえると想定されます。

太陽光発電・蓄電池補助メニュー

事業	助成対象者	期限
<div style="font-size: x-small;">                             (太陽光・蓄電池)災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業(外部リンク)                         </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>詳細は、上記クール・ネット東京のリンクから当該年度各事業の「事前申込の手引き」「助成金申請の手引き」等をご覧ください。</li> <li>事業概要チラシ(PDF: 2,017KB)補助率も確認できます。</li> </ul> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>家庭における太陽光発電導入促進事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電システム(単独導入でも可)</li> </ul> </li> </ul>	個人、管理組合、法人、リース事業者 注)事業により異なります。詳細は、左記リンク先で御確認ください。	左記リンク先からご確認ください。

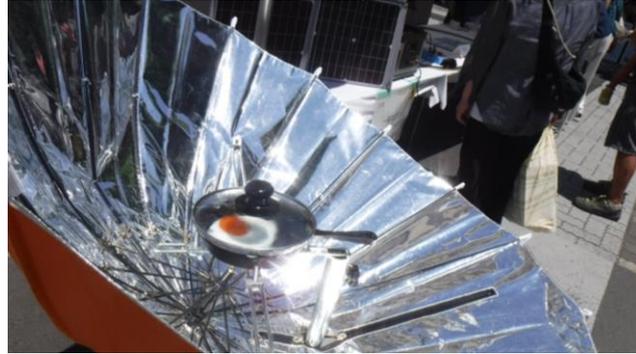


調布市  
 ホームページ  
 (地球温暖化対策関連の  
 補助金リンク)

【参考⑥】市の環境イベント「環境フェア」における  
民間企業，環境市民団体，学術機関等と連携した啓発事業の実施



携帯型ソーラーパネルによる発電を活用した  
模型電車の操作体験  
(調布未来のエネルギー協議会ブース)



太陽光集熱器を活用した目玉焼き調理の実演  
(調布未来のエネルギー協議会ブース)



太陽光発電と蓄電池で電力を自給する木造のトレーラーハウス「移動式えねこや」の体験  
(一般社団法人えねこやブース)

【参考⑦】 公共施設に設置した太陽光発電設備を活用した情報発信  
(多摩川自然情報館)

所在地：調布市染地3-8-26

開館時間：午前9時～午後5時（休館日：年末年始，定期清掃等による臨時休館日）

多摩川自然情報館外観

※階段部分の外壁に太陽光パネル設置

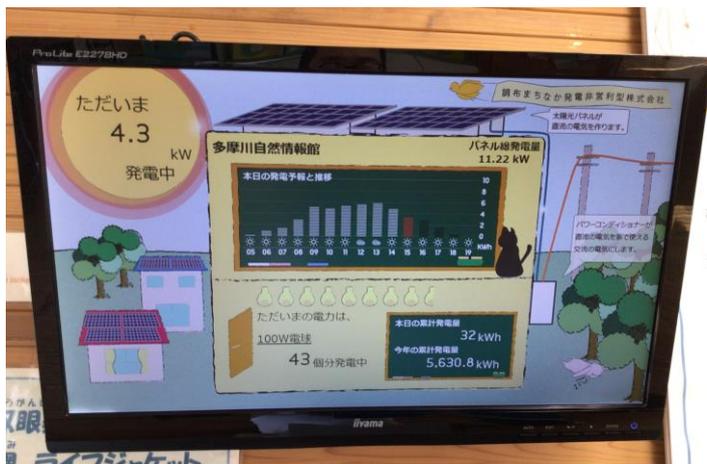


多摩川自然情報館屋上

※見学はNG



太陽光発電の発電量モニター



太陽光発電設備に関する説明パネル



調布市  
ホームページ  
(調布市多摩川自然情報館施設概要)

### 2-6-3 東京都と連携した啓発・普及促進策

東京都では再エネ利用設備導入のメリットや意義の周知等を実施しており、市の促進区域においても、積極的に活用する。

表9 東京都による主な啓発・普及促進策

太陽光発電に関する様々な情報を紹介したポータルサイト「太陽光ポータル」での情報発信【参考①】
太陽光発電設備の設置・維持管理に関する専門電話相談窓口の開設 (平日9:00~17:00, 電話:03-6258-5315)

【参考①】 太陽光発電・太陽熱利用に関するポータルサイト「太陽光ポータル」  
(東京都環境局)

お問い合わせ 組織情報 採用情報 届出・申請 条例・計画・審議会

自然環境 廃棄物と資源循環 自動車環境 大気環境 騒音・振動・悪臭 化学物質・土壌汚染 水環境の保全

環境局トップ > 地球環境・エネルギー > 太陽光ポータル

## 太陽光ポータル

Life with Solar Panel  
太陽光ポータル

東京都は、2030年カーボンハーフ、2050年ゼロエミッションの実現に向けて再生可能エネルギーの利用拡大を推進しています。

- 基礎知識
- 太陽光発電のメリット
- 制度改正に関する情報
- 太陽光発電設備の導入・維持管理
- 太陽光発電設備の設置に対する東京都の助成事業
- 処分・リサイクル
- 東京エコビルダーズアワード(表彰制度)
- 海外諸都市・国内自治体の動向
- 次世代型ソーラーセルについて
- 動画・パンフレット
- キッズページ
- リンク集

基礎知識 制度概要 Q & A

助成制度 メリット 動画・パンフレット

導入・維持管理 処分・リサイクル リンク集

東京都  
ホームページ